

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(68)

2016年 5月 30日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

### 訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖

## 弁論更新に際して

1. 四国電力の原発建設は、既に1963(昭和38)年頃から計画されていたが、通産省が立地候補地に挙げていた徳島県南部の海南町と、愛媛県南部の津島町とで、住民の強力な反対の為に、相次いで計画放棄を余儀なくされた。そのため、第三の候補地として町当局が進んで誘致した伊方町では、初めから四国電力と町とが一体となった隠密裏での住民工作が展開された。用地の買収に際しては、四国電力は全く表面に出ることなく、町が直接住民との折衝に当たり、地主から白紙に印をつかせたものを集め、町が作った前文をつけるというやり方で、四国電力に対する「誘致陳情書」を提出させた。また、「仮契約」ということで、法律的な事情に疎い地主やその家族から、用地売買契約書の印を取るという、あくどいやり方で進められた。その過程で、用地売買契約書に捺印してしまった妻が、反対派である夫との関係悪化に悩み、縊死するという悲劇も起きた(甲194・8頁, 甲1・1～6頁, 27～29頁)。
2. 伊方原発は、このように、隠密裏に、あくどい手口を使ってまでして用地を取得し、他に代替地のない状態で、伊方に立地したもので、決して、複数の候補地の中から、地盤調査、地質調査、活断層等の調査を行った上、その調査結果を踏まえて立地したものではない。これが、伊方原発の抱える根本的な問題となる。
3. 地盤等の問題を例にとると、伊方原発が立地する佐田岬半島は我が国でも有数の地すべり多発地帯である三波川帯に属しており、伊方原発西方に位置する名取トンネルが地すべりによって崩落する危険が発生したため、閉塞され、別の場所に新たにトンネルが開通された(甲140)ことに象徴されるように、地元の人々は、一帯が地盤の弱い地すべり地帯であることを承知しているが、これに反し、被告の調査によると、「十分な地耐力を有」することとなっている。しかし、この点については、生越鑑定書(甲196)が根底から被告の調査結果を否定し、小松意見書(甲324)が重大な疑問を呈しているところである(以上、原告ら準備書面(12)(30)(38)(63))。伊方原発建設のため、地盤等についてアセスメントのような調査が行われた疑いを強く持たざるを得ないのである。
4. 伊方原発の抱える根本的に重要な問題が、「中央構造線の無視」という大問題である。昭和47年5月8日、被告は、1号炉について原子炉設置許可申請を行

ったが、その申請書には中央構造線の記載はない(乙C1)。40年余り前に当法廷において伊方1号炉訴訟の審理が行われ、その後、伊方2号炉についても、22年間にもわたり当法廷で原告本人訴訟の審理が行われたが、1号炉訴訟の際、申請書に中央構造線の記載がないことが当然問題となった。京都大学工学部原子核工学教室助手の荻野晃也に対する証人尋問の際、荻野証人は、中央構造線は日本最大の活断層(世界でも最大級)で、松田時彦が、論文を書いており、中央構造線は約600kmの活断層で、マグニチュード8.5の地震が起きると考えるべきだと言っていることを証言している(甲354・146頁～)(なお、松田時彦は、「松田式」を考案した地震学者であり、1995年に、一般向けの岩波新書「活断層」(甲12)を出版しており、同書では、中央構造線は、濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす能力を秘めたA級のナンバーワンの要注意断層だとしている)。

5. 中央構造線の存在を無視できなくなった被告は、伊方2号炉及び3号炉の設置変更許可申請書に中央構造線に関する記載はした(乙C2の6-3-19, 乙C3の6-3-14)ものの、いずれも活動性がないとしており、その結果、1・2号炉建設時には、1749年伊予宇和島の地震を敷地直下に想定して、設計地震波の最大加速度を200ガルとし、また、3号炉建設時には、684年土佐その他南海・東海・西海諸道の地震及び1854年伊予西部の地震を選定して基準地震動 $S_1$ の最大加速度を221とし、敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ25kmの区間で断層群が動いた場合を評価して基準地震動 $S_2$ の最大加速度を473ガルとした。中央構造線の存在を無視できなくなった被告は、今度は、中央構造線の活動性を否定し、中央構造線は活断層ではないとしたのである。
6. しかし、伊方2号炉訴訟の審理中である1996年5月、えひめ雑誌(甲97)に、高知大学の岡村教授が、中央構造線が活断層であることを発表し、また、2号炉訴訟で国側の証人も活動性を認める証言を行ったため、ついに、被告も、中央構造線の活動性を認めざるを得なくなった。しかし、被告は、中央構造線の46kmモデルの解析結果である350ガルを採用して、上記 $S_1$ を221から350ガルに改定しただけで、 $S_2$ は、上記473ガルのまま据え置くという不合理極まりない対応をした。同じ断層でありながら、距離が長くなるほど最大

加速度が小さくなるというマジックを使ったのである(甲107・4～7頁)。被告得意の「小は大を兼ねる」という、のちの基準地震動過小評価の大マジック(原告ら準備書面(59)23頁～)のはしりである。

7. 結局のところ、被告は、中央構造線の存在も活動性も無視できなくなって、今では、480kmに亘って連動する可能性を認め、マグニチュード8.6及び8.7を想定するに至っているが、立地審査指針(甲106)は、伊方1号炉の許可申請の前である昭和39年5月27日に制定されており、中央構造線の存在と活動性が認められた場合、立地審査指針に違反して、伊方1～3号炉の設置(変更)許可を得ることはできなかった(原告ら準備書面(61)22頁～)。それ故に、被告は、中央構造線の存在や活動性を無視したのである。
8. では、中央構造線の存在や活動性が明らかとなった今、何故、立地審査指針に違反する伊方3号炉の再稼働が認められるのだろうか。新規制基準が、短期間に作成され、福島原発事故地震原因説を無視して耐震設計審査指針に基本的に手を加えることなく制定されたもので、国際的な基準を踏まえない、原子力基本法等の要求に違反するものであることは、原告ら準備書面(66)において明らかにしたところであるが、福島原発事故の反省から、班目原子力安全委員会委員長も、田中原子力規制委員会委員長も、立地審査指針改定の必要性を認めていたにもかかわらず、改定しなかったばかりか、原子力規制委員会は、立地審査指針について、廃止はしないが、審査には適用しないとして、立地審査指針を無視してしまったのである。立地審査指針があるときには中央構造線の存在や活動性を無視し、それが無視できなくなると、今度は立地審査指針そのものを無視してしまうという、信じられないような、やりたい放題の違法行為が敢行されている。我が国は果たして法治国家なのであろうか。これでは住民の安全を図ることなど到底できる筈がない。これこそが、伊方原発の抱える根本的な大問題なのである。
9. 本年4月14日、熊本地震が発生した。余震を注意するように呼びかけられたが、その2日後の16日に本震が来ることを誰も予見できなかった。立て続けに震度7の地震が起きることも予見できなかったし、合計1500回以上もの地震が頻発することも予見できなかった。14日の地震はマグニチュード6.5という比較的小さな地震だったが、3成分合成で1580ガルを記録し、その

上下動は実に1399ガルを記録し(岡村意見書。甲329), 重力加速度である980ガルを大きく超えた(因みに, 伊方3号炉の基準地震動のうち水平動の最大加速度は650ガルで, 1580ガルの3分の1強でしかなく, また, 上下動の最大加速度は485ガルで, 1399ガルの3分の1程度でしかない)。しかも, 地震は, 布田川断層帯, 日奈久断層帯から阿蘇地方に連動し, 大分の別府万年山断層帯でも大きな地震を発生させた。1596年に慶長豊予地震が発生したことは都司意見書(甲100)で明らかにしたところであるが, 松田時彦の上記「活断層」(甲12)でも, 1596年の慶長地震の際に徳島の中央構造線が動いた可能性を認めている(212頁~)。上記布田川断層帯, 日奈久断層帯, 別府万年山断層帯から伊方原発沖を経て徳島以東に至る断層は, 正に中央構造線の断層である。原告ら住民は, 伊方原発直近の中央構造線が大地震を起こす現実の恐れと戦いながら日々生活しているのである。

10. 福島原発事故により, 浪江町請戸の浜, 双葉病院等で, 救出できずに失われた命があり, 避難を強いられたことにより自死に追い込まれた命がある。また, 福島県の場合, 震災による直接の死者は1613人に過ぎないのに, 震災関連死が増え続けて, 2015(平成27)年9月30日時点で1979人に及んでおり, 直接死を大きく上回る事態が進行している(原告ら準備書面(56))。そして, 復興庁によれば, 本年4月14日現在, 全国の避難者は, 今なお16万5337人に及んでおり, 避難先は全国47都道府県の1114市区町村に及んでいる(甲355)。福島原発事故で破滅を免れたのは, 2号機圧力抑制室に穴が開いたために格納容器全体が破裂しないで済んだこと, 及び, 4号機の使用済み燃料プールに不手際で残っていた原子炉の水が運よく流入してくれたこと, という2つの幸運による(甲38)が, 伊方原発での事故にそのような幸運を期待する訳にはいかない。また, 福島原発事故の際には, 大部分の放射性物質が太平洋に流れたが, 伊方原発の場合, どの方角に流れても人が居住しており, また, 瀬戸内海は閉鎖水域であって放射性物質が流れ去ってくれる訳ではない。
11. 本訴提起から, 既に約4年半が経過し, 伊方3号炉の再稼働が目前に迫っている。裁判所におかれては, 基本的人権の擁護, 弱者救済という司法本来の使命を果たし, 早期に請求認容の判決を下されたい。

以上